

7月は 建設業労働災害防止強化月間 です！

主唱 兵庫労働局、各労働基準監督署
建設業労働災害防止協会兵庫県支部
協賛 (一社) 兵庫労働基準連合会
(公社) 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部
(一社) 日本クレーン協会兵庫支部

実施期間：令和2年7月1日～7月31日

★目標★

- ◆ 墜落・転落災害の防止
- ◆ 墜落制止用器具の使用促進
- ◆ 重機災害の防止
- ◆ 土砂崩壊災害の防止
- ◆ 解体工事の労働災害防止
- ◆ リスクアセスメントの実施
- ◆ 高齢者・外国人の災害防止
- ◆ 一人親方等の安全確保
- ◆ 建設現場における火災防止
- ◆ 復旧工事等の労働災害防止
- ◆ 熱中症の予防
- ◆ 石綿等の健康障害防止

1 趣旨



建設業における労働災害を防止するため、本年度も7月を**建設業労働災害防止強化月間**と定め、本年は特に新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に配慮した上で、統括安全衛生管理の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの実施、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（以下「推進要綱」といいます。）の普及促進等、事業者のみならず、関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとします。

2 実施事項（主唱者、発注者、工事実施者）

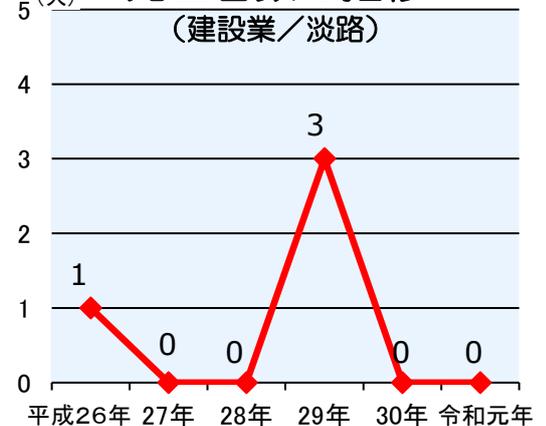
<主唱者>

- (1) 関係団体による合同パトロール
- (2) 建設工事現場に対する集中的な監督、個別指導
- (3) 足場からの墜落防止措置の周知と履行確保
- (4) 推進要綱に基づく対策の周知
- (5) 建設工事関係者連絡会議の開催
- (6) 発注機関等への実施要綱の取組要請
- (7) 建設職人基本法及び基本計画の周知
- (8) 実施要綱の周知、広報誌等による広報活動等

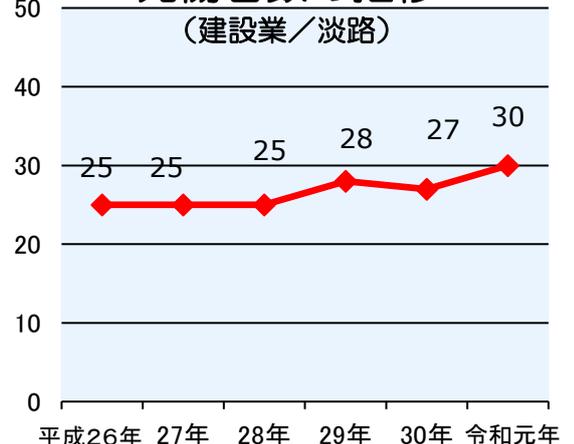
<発注者（要請事項）>

- (1) 現場担当職員に対する教育・研修の実施
- (2) 工事計画段階における安全衛生事前審査の徹底
- (3) 発注条件の適正化、工期の平準化や弾力化等
- (4) パトロール、協議会の設置と安全活動の推進
- (5) 入札参加指名時における安全成績の優良な業者の選定及び自主的な活動を評価する仕組みの導入

死亡者数の推移



死傷者数の推移



<工事実施者（建設店社及び建設工事現場）>

- (1) 経営首脳による強化月間の目標の設定、現場パトロール等、安全衛生管理活動の推進
- (2) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- (3) リスクアセスメント（化学物質を含む。）の実施に基づく、安全衛生計画の作成・実施
- (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステムに基づく、計画・実施・評価・改善の取組

(5) 墜落・転落災害の防止

- 適正な足場等の設置
- ロープ高所作業の危険防止
- 推進要綱に基づく対策
- 手すり先行工法等、より安全な措置
- フルハーネス型安全帯の使用の推進
- 作業主任者の職務励行
- 足場設置が困難な場合の墜落制止用器具
取付設備
- はしご等からの墜落防止

(6) 重機等災害の防止

- 有資格者の配置
- 作業計画の作成
- 路肩の崩壊防止、幅員の確保、誘導者の配置
- 作業半径内の立入禁止措置

(7) 土砂崩壊災害の防止

- 土止め先行工法の採用と普及
- 斜面崩壊ガイドラインに基づく安全点検
の励行

(8) 解体工事での労災防止

- 作業計画の作成
- 上下作業の禁止
- 合図の統一
- 保護具の適正使用

(9) 高齢労働者の労働災害防止

- 段差の解消、手すりの設置、照明の確保
- 安全衛生教育
- 健康管理の徹底

(10) 外国人労働者の労働災害防止

- 外国人労働者に配慮した安全衛生教育の
実施、現場内の掲示等

(11) 一人親方等の安全確保

- 安全衛生に関する措置を統一的に実施
- 安全衛生に関する知識習得等の援助
- 労災保険の特別加入制度への加入勧奨

(12) その他の安全対策

- 積極的な4S活動による転倒災害の防止
- 木造家屋建築工事における足場先行工法
- チェーンソーによる伐木作業における特
別教育の実施、ガイドラインに基づく対策
- 復旧・復興工事等での災害防止対策
- 建設現場における火災防止対策
- すい道工事に係る各ガイドラインに基づく
対策
- 交通労働災害防止対策
- 荷役ガイドラインに基づく取組
- 職長・安全衛生責任者教育

(13) 熱中症の予防

- STOP！熱中症クールワークキャンペーン
- WBGT 値の把握と低減対策
- 熱への順化
- 定期的な水分・塩分の摂取

(14) 石綿等による健康障害防止

- 解体工事における石綿ばく露防止対策
- 塗装作業、塗料の掻き落とし作業における
有機、鉛、特化物に係るばく露防止対策
- 酸欠対策
- 一酸化炭素中毒防止対策
- 第9次粉じん総合対策に基づく推進

※ 実施事項のうち、「パトロール」、「教育・研修」、「災害防止協議会」など「3つの密」の場面になる事項を実施する際には、「新しい生活様式」に基づく感染予防対策を講じたうえで取り組んでいただくよう、お願いします。